

豊島区会計年度任用職員採用選考申込書

【令和 年 月 日】

職名	保育補助					(証明写真) 縦4cm×横3cm ※3ヶ月以内撮影	
フリガナ							
氏名							
生年月日	西暦	年	月	日	(歳)		
電話番号	— —						
現住所	フリガナ						
	〒 —						
	自宅最寄駅 線 駅 (駅までの交通手段：徒歩・バス・その他 分)						
最終学歴	学校名						
	卒業年月	西暦	年	月	(卒業・卒業見込・中退)		
豊島区勤務歴	☐ 有り ☐ 無し						
職歴 新しい順に 上から	在職期間(西暦)		勤務先等		職務内容		
	年 月から 年 月まで				正規・非常勤・アルバイト等		
	年 月から 年 月まで				正規・非常勤・アルバイト等		
	年 月から 年 月まで				正規・非常勤・アルバイト等		
	年 月から 年 月まで				正規・非常勤・アルバイト等		
資格・免許	保育士資格	☐ 有り ☐ 無し (ありの場合：資格取得年月 年 月、登録年月 年 月)					
	その他資格	年(西暦)	月	資格・免許名称	[活用したい能力・経験等]		
[志望動機]							
[希望する勤務パターン] (複数選択可) ☐ 月140時間 ☐ 月126時間 ☐ 月119時間 ☐ 月112時間 ☐ 月105時間 ☐ 月98時間 ☐ 月91時間 ☐ 月84時間 ☐ 月72時間 ☐ 月60時間 ☐ 月48時間 ☐ 月36時間 ☐ 月24時間 ☐ 月16時間 ☐ 月12時間 ☐ 月8時間							
[健康状態]		[自由記入欄] 希望する勤務地や時間帯 等			豊島区職員である親族	氏名 所属 課 続柄	
[豊島区における他の職の申込み状況] ☐ 当該職のみ希望 ☐ 他の職と併願 (職名：)				[採用された場合の兼業等の予定] ☐ 有り ※任用時に届出が必要です (兼業事業者先名称：) ☐ 無し			
私は、豊島区会計年度任用職員採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 私は地方公務員法(昭和25年法律第261号)で選考を受けることができないとされる者(裏面参照)のいずれにも該当しておりません。 また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者(裏面参照)ではありません。なお、本申込書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について前科はありません(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しません)。 本申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 氏名(自署) (自署欄は必ず本人が署名してください。)							

【参考】

—地方公務員法第 16 条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

〔所属担当者記入欄〕

--	--	--	--